

NICE 電子申請システムマニュアル（申請者側）の変更点

2025/04/14 株式会社広島建築住宅センター

【事前申請、受付】 変更点

- 1 事前申請時に「紙（WEB）」か「電子」を選択できるようになっており、申請者側の意思確認の必要はありません。次のとおりです。

- （申請者側 P31）事前申請時の「備考欄」に記載していた「本申請は、電子（署名なし）申請をお願いします。」は不要です。

【事前審査終了→正本（本申請）依頼】 変更点

- 2 これまで、「ファイル一覧」にあった、「判定欄」を活用します。

- （申請者側 P50）添付ファイル毎に「審査済」か否かが表示されます。

- 3 電子申請で本申請を依頼する場合、これまでは「審査が終了しましたので、電子申請（本申請）に移ります。」とチャットでのお知らせは不要となり、次のとおりです。

- （申請者側 P50）ファイル毎に「審査済」表示と図面等に HKJC スタンプが押印された「本申請依頼」が届きます。

- 4 「WEB 事前申請の審査済み図面（紙で印刷して本申請）」と「電子申請の副本の交付」は、これまでチャット画面に 1 ファイルとして添付して、申請者様へ返していましたが、今後は、1 ファイルでのお返しができません。

- （申請者側 P55）NICE 電子申請システムの「ファイル一覧」から、ダウンロードしていただきます。（一括ダウンロードも可能です。）

【電子申請→紙申請への変更】 変更点

- 5 本申請を「電子」から「紙」（WEB 申請）に変更する場合（例えば、事前申請後に「消防同意」が必要であることが発覚したなど）、チャットで変更を伝えていましたが、次のとおりです。

- （申請者側 P49）補正依頼があるので、補正申請の際に「電子」→「紙」に☑を代えて申請する。

【済証等の電子交付】 新設

- 6 電子申請（WEB 申請を含む。）の場合、確認済証、合格証及び検査済証は、「電子交付」となります。

- （申請者側 P55）電子での済証交付が可能となりました。